Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%) 種 増 類 27 年 度 28 年 度 減 47,821 流 動 性 貯 金 (40.4)48,927 (38.3)1,106 70,209 (59.3)78,271 定 期 性 貯 金 (61.3)8,061 その他の貯 336 (0.2)326 (0.2) $\triangle 10$ 金 計 118,367 (100.0)127,524 (100.0)9,157 渡 性 (--)(--)譲 貯 金 合 計 118,367 (100.0)127,524 (100.0)9,157

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	27 年 度	28 年 度	増 減
定期貯金	76,294 (100.0)	74,051 (100.0)	△2,243
うち固定金利定期	76,208 (99.8)	73,968 (99.8)	△2,240
うち変動金利定期	86 (0.1)	82 (0.1)	△3

- (注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 - 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 - 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	種	類		27 年 度	28 年 度	増 減	
手	形	貸	付	30 29		△1	
証	書	貸	付	15,115	14,986	△129	
当	座	貸	越	259	245	△14	
割	引	手	形	_	_	_	
	合	計		15,406	15,260	△146	

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類類	27 年 度	28 年 度	増 減
固定金利貸出	9,404 (63.57)	8,979 (61.78)	$\triangle 425$
変動金利貸出	5,388 (36.42)	5,554 (38.22)	166
合 計	14,792 (100.00)	14,533 (100.00)	△259

(注)() 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

© 70 <u>—</u> 71—1710331 30 W			(1
種類	27 年 度	28 年 度	増減
貯金・定期積金等	224	204	△20
有 価 証 券	_	_	_
動産		_	_
不 動 産	_	_	_
その他担保物	_	_	_
小 計	224	204	△20
農業信用基金協会保証	7,733	7,435	△298
その他保証	87	474	387
小 計	7,820	7,909	89
信用	7,249	6,920	△329
合 計	15,293	15,033	△260

(単位:百万円)

(単位:百万円、%)

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

	種	類		27 年 度	28 年 度	増 減	
設	備	資	金	10,752 (70.31)	10,622 (70.66)	△130	
運	転	資	金	4,541 (29.69)	4,411 (29.34)	△130	
	合	計		15,293 (100.00)	15,033 (100.00)	△260	

⁽注)() 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

貸出金の業種別残高(単位:百万円、%)								
種類	27 年 度	28 年 度	増 減					
農業	1,683 (11.00)	1,581 (10.52)	△102					
林 業	2 (0.01)	1 (0.01)	△1					
水産業	23 (0.15)	22 (0.15)	△1					
製 造 業	550 (3.60)	493 (3.28)	△57					
鉱業	15 (0.10)	10 (0.06)	$\triangle 5$					
建設・不動産業	608 (3.97)	549 (3.65)	△59					
電気・ガス・熱供給水道業	78 (0.51)	72 (0.48)	$\triangle 6$					
運輸・通信業	256 (1.67)	249 (1.66)	△7					
金融·保険業	1,312 (8.59)	1,328 (8.83)	16					
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,108 (7.24)	1,126 (7.49)	18					
地方公共団体	4,433 (28.99)	4,224 (28.10)	△209					
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	_					
そ の 他	5,225 (34.17)	5,378 (35.77)	153					
合 計	15,293 (100.00)	15,033 (100.00)	△260					

⁽注)() 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

(単位:百万円)

種類	27 年 度	28 年 度	増 減
農業	1,011	941	△70
穀作	111	112	1
野 菜 ・ 園 芸	141	138	$\triangle 3$
果樹・樹園農業	29	37	8
工 芸 作 物	0	0	_
養豚・肉牛・酪農	17	12	$\triangle 5$
養鶏 · 養卵	0	0	_
養蚕	0	0	_
その他農業	713	639	△74
農業関連団体等	_	_	_
合 計	1,011	941	△70

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要 な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所 得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔金出資〕

種類	27 年 度	28 年 度	増 減
プロパー資金	14,803	14,610	△193
農業制度資金	490	423	△67
農業近代化資金	256	218	△38
その他制度資金	234	205	△29
合 計	15,293	15,033	△260

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補 給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここで は①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該 当します。

〔受託貸付金〕 (単位:百万円)

種	類	27 年 度	28 年 度	増 減
日本政策金融	中公庫資金	186	164	△22
その	他	46	40	$\triangle 6$
合	計	233	205	△28

(注)日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	27 年 度	28 年 度	増 減
破綻先債権額	11	11	_
延滞債権額	242	218	△23
3ヵ月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	_	_	_
合 計	253	230	△23

(注)1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又 は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以 下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに 掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延 滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債 権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものをいいます。

9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円、%)

	債権区分			27 年 度	28 年 度
破産更	生債権及び	びこれらに準っ	げる債権	156	156
危	険	債	権	97	73
要	管	理 債	権	0	_
小			計(A)	253	230
保	全	額(合	計)(B)	253	230
担			保	152	146
保			証	20	24
引			当	81	60
保	全	率((B/A)	100	100
正	常	債	権	15,062	14,838
	合	計		15,316	15,068

- (注)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に 基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同 法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

- ③要管理債権
 - 3ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④正常債権
 - 上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	27 年 度				28 年 度					
区 分	期首	期中	期中海	咸少額	期末	期首	期中	期中流	咸少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	59	57	_	59	57	57	57	_	57	57
個別貸倒引当金	100	80	9	90	79	80	62	5	75	62
合 計	160	138	9	150	138	138	120	5	133	120

② 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	27年度	28年度
貸出金償却額	48	5

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

			27 年	F 度	28 年 度		
(理) 知			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金・振込為替	件	数	102,451	125,516	102,054	125,843	
医亚 派及荷管	金	額	45,003,500	52,875,202	48,095,158	55,045,475	
代金取立為替	件	数	4	1	2	1	
11. 並 以 立 荷 管	金	額	3,122	4	506	10,850	
雑 為 替	件	数	6,550	4,792	6,990	5,127	
杜 句 管	金	額	958,127	786,448	1,041,714	772,432	
合 計	件	数	109,005	130,309	109,046	130,971	
	金	額	45,964,749	53,661,654	49,137,380	55,828,758	

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	種	類		27 年 度	28 年 度	増 減
玉			債	3,015	3,674	659
地	-	方	債	3,022	1,621	△1,401
政	府	呆 証	債	1,765	2,118	353
金	ř	融	債	3,199	2,490	△709
短	期	社	債	_	_	_
社			債	1,176	1,100	△76
株			式			_
そ	の他	の証	券	_	799	799
	合	計		12,180	11,803	△377

⁽注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

Ышшэлух із												
種 類	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 10年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計					
27年度												
国 債	2	605	105	2,208	1,095	0	4,016					
地 方 債	0	0	101	2,172	0	0	2,273					
政府保証債	0	0	0	1,251	0	0	1,251					
金融 債	1,805	1,406	0	0	0	0	3,211					
短 期 社 債	_	_	_	_	_	_	_					
社 債	0	602	105	418	0	0	1,126					
株式	_	_	_	_	_	_	_					
その他の証券	0	0	0	1,886	0	0	1,886					
28年度												
国 債	0	605	316	948	2,352	0	4,221					
地 方 債	0	101	0	1,364	0	0	1,466					
政府保証債	0	0	0	1,050	1,049	0	2,100					
金 融 債	900	503	0	0	0	0	1,404					
短期社債	_	_	_	_	_	_	_					
社債	500	100	315	208	0	0	1,125					
株式		_	_	_	_	_	_					
その他の証券	0	0	0	1,886	0	0	1,886					

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

保有区分		27 年 度		28 年 度			
体 有	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	
売買目的	_	_	_	_	_	_	
満期保有目的	_	_	_	_	_	_	
その他	11,592	11,880	288	11,907	12,204	296	
合 計	11,592	11,880	288	11,907	12,204	296	

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。

 - 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めて おります。
 - 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 - 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

(単位:万円)

(単位:万円)

(単位:万円)

(単位:万円)

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

		種	類		27 全	F 度	28 年	E 度
		7里	規		新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終	身	共	済	631,196	12,721,484	654,908	12,301,999
и.	定	期 生	命 共	済	8,000	16,970	_	16,970
生	養	老 生	命 共	済	94,828	4,216,853	151,158	3,848,901
命総		うちこ	ども共	済	35,210	1,159,357	37,361	1,139,939
合	医	療	共	済	25,980	234,945	4,950	218,660
共	が	λ	共	済		12,450		12,000
済	定	期 医	療共	済	_	138,440	_	122,220
ואו	介	護	共	済	24,495	34,517	60,100	94,339
	年	金	共	済	_	4,160	_	2,140
	建	物 更	生 共	済	1,091,261	19,399,558	1,405,904	19,634,636
		合	計		1,875,761	36,779,379	2,277,021	36,251,867

⁽注)金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加され た定期特約金額等を含む)、介護共済は死亡保障金額、年金共済は付加された定期特約金額)を表示して います。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

	種	類		27 年	三 度	28 年 度		
	作里	規		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高	
医	療	共	済	327	2,378	330	2,664	
が	ん	共	済	17	168	92	254	
定	期 医	療力	共 済	0	201	0	187	
	合	計		345	2,748	422	3,105	

⁽注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

括	*云		27 至	F 度	28 至	 F 度	
種 		類		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介	護	共	済	41,393	72,748	87,445	159,683
	合	計		41,393	72,748	87,445	159,683

⁽注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

	和	重	Fi		27 年	F 度	28 年 度		
	13	里 为	Ę.		新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年	金	開	始	前	9,378	87,564	7,307	90,030	
年	金	開	始	後	_	41,602	_	40,817	
	合		計		9,378	129,166	7,307	130,848	

⁽注)金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(5)短期共済新契約高	5) 短期共済新契約高 (単位:万円)										
	27 至	 度	28 年 度								
性 規	金 額	掛金	金 額	掛金							
火 災 共 済	1,698,929	1,737	1,566,955	1,633							
自動 車 共 済		32,643		32,422							
傷 害 共 済	4,765,050	266	4,995,400	287							
団 体 定 期 生 命 共 済	_	_	_	_							
定額定期生命共済	1,400	9	1,200	6							
賠 償 責 任 共 済		59		59							
自 賠 責 共 済		3,635		3,358							
合 計		38,352		37,767							

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生產資材)取扱実績

(単位:千円)

	種	類		27 £	F 度	28 年 度		
	1里	規		供給高	手数料	供給高	手数料	
肥			料	486,876	61,048	458,368	60,058	
農			薬	297,981	39,054	297,010	38,860	
飼			料	4,865	460	4,640	428	
農	業	機	械	391,472	45,743	331,252	39,680	
生	産	資	材	512,982	49,433	556,562	51,630	
自	動車		185,468	12,623	160,870	12,303		
燃			料	1,207,592	118,734	1,026,724	113,863	
	合	計		3,087,237	327,099	2,835,429	316,826	

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種類				27 年 度		28 年 度	
	作里	規		販売高	手数料	販売高	手数料
	米	'		1,151,156	44,355	599,577	19,959
麦 ·	豆	• 雑	榖	94,777	3,429	147,105	5,401
野			菜	2,389,622	47,081	2,460,568	48,792
果			実	409,466	8,308	412,526	8,186
花			き	55,227	1,114	39,354	794
畜	産	<u> </u>	物	127,305	838	126,300	836
	合	計		4,227,555	105,128	3,785,433	83,970

⁽注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。 2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

(3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

		項	目			27 年 度	28 年 度
	保		管		料	35,193	23,428
収	荷		役		料	_	_
益	そ	0)	他の	収	益	28,138	31,163
			計			63,332	54,591
	保	管	材	料	費	11,512	12,873
費	保	管	労	務	費	8,443	6,882
用	そ	0)	他の	費	用	6,344	6,202
			計			37,034	25,958

(4) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

	27 4	F 度	28 £	F 度
性 規	取扱金額	利 益	取扱金額	利 益
ライスセンター	31,592	1,824	28,701	2,507
種子センター	12,115	1,552	11,126	3,906
水稲育苗センター	47,649	17,030	44,968	19,424
グリーンウエーブ (選果場)	187,245	33,711	178,536	21,570
グリーンウエーブ (野菜育苗)	63,499	7,614	73,793	8,683
直 売 所	158,811	3,091	156,531	4,505
合 計	500,915	64,820	493,659	60,598

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品(生活資材関係)取扱実績

(単位:千円)

	種	類		27 年 度		28 年 度	
	1里	規		供給高	手数料	供給高	手数料
食			口口	108,170	17,021	116,969	18,025
生	活	資	材	162,839	16,853	147,062	15,739
L	Р	ガ	ス	51,729	94,095	49,384	13,930
葬			祭	384,210	13,696	387,968	92,057
	合	計		706,950	141,667	701,384	139,752

(2) 介護事業取扱実績

(単位:千円)

(単位:千円)

	項目	27 年 度	28 年 度
収	訪 問 介 護 収 益	27,981	24,241
	居宅介護支援収益	2,324	2,753
	介護認定調査収益	0	0
益	そ の 他	4,255	3,464
	計	34,561	30,459
	介 護 労 務 費	27,321	22,242
費	介護消耗備品費	1,314	1,052
	介 護 雑 費	2,953	2,379
用	そ の 他	881	1,027
	計	32,470	26,702

5. 指導事業

		項	目		27 年 度	28 年 度
	助	Į	戊	金	553	543
収	農	政 活	動資	金	2,805	1,583
入	実	費	収	入	3,112	3,348
		į	it .		6,471	5,474
	営	農	改	善	6,950	6,644
	生	活	指	導	3,088	2,681
支	農	政	活	動	1,720	1,556
出	組	織	強	化	12,246	12,360
	教	育	情	報	17,769	13,223
		言	t		41,775	36,466

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

項目	27 年 度	28 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.27	0.03
資本経常利益率	7.20	7.59	0.39
総資産当期純利益率	0.20	0.24	0.04
資本当期純利益率	5.81	6.76	0.95

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 2. 資本経常利益率 = 経常利益/純資産勘定平均残高×100
 - 3. 総資産当期純利益率
 - = 当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100
 - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

(単位:%)

	分	27 年 度	28 年 度	増 減
貯貸率	期 末	12.10	11.92	△0.18
別 貝平	期中平均	13.01	11.96	△1.05
貯証率	期末	9.40	9.68	0.28
灯証平	期中平均	10.28	9.29	△0.99

- (注) 1. 貯貸率 (期 末) =貸出金残高/貯金残高×100
 - 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100 3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100

 - 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

3. 一店舗当たり指標

(単位:千円)

	項	目		27 年 度	28 年 度
貯	金	残	高	14,041,542	126,037,991
貸	出生	 残	高	1,699,326	15,033,901
長	期共	音 保 有	高	367,793,794	362,518,675
購	買 品	供給	高	3,794,188	3,536,814

4. その他経営諸指標

(単位:千円)

	項目	27 年 度	28 年 度
	一職員当たり貯金残高	520,057	522,979
信用事業	一店舗当たり貯金残高		15,754,748
旧用爭未	一職員当たり貸出金残高	62,938	62,381
	一店舗当たり貸出金残高	1,699,326	1,879,237
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	1,513,554	1,504,226
六 伊尹禾	一店舗当たり長期共済保有高	40,865,976	45,314,834
	一職員当たり購買品取扱高	15,613	14,675
経済事業	一店舗当たり購買品取扱高	貯金残高 520,057 522,979 貯金残高 14,041,542 15,754,748 貸出金残高 62,938 62,381 貸出金残高 1,699,326 1,879,237 切共済保有高 1,513,554 1,504,226 切共済保有高 40,865,976 45,314,834 電買品取扱高 15,613 14,675 電買品取扱高 421,576 442,101	442,101
	一職員当たり販売品取扱高	16,964	20,169

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項		<u>1</u>)	単位:千円	(%)
	27 年	度	28 年	度
項 目		経過措置		経過措置
24 -		による		による
		不算入額		不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,517,424		3,915,794	
うち、出資金及び資本準備金の額	1.840.333		1.879.645	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	1,704,449		2,060,933	
うち、外部流出予定額 (△)	18,021		18,431	
うち、上記以外に該当するものの額	△9,337		△6,352	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	57,599		57,463	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	57,599		57.463	
	31,399		37,403	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
うち、回転出資金の額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本	0		0	/
こ係る基礎項目の額に含まれる額	Ů			
上地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係	766 226		CCC C00	/
3基礎項目の額に含まれる額	766,226	/	666,682	
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	4.341.249		4,639,940	
<u> </u>	7,011,213		1,000,010	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,632	6,531	4,149	6,224
うち、のれんに係るものの額	0	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1.632	6,531	4.149	6,224
型型税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	0	0,001	0	-
<u> </u>				0
適格引当金不足額	0	0	0	0
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0	0
		-		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
b数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
寺定項目に係る10パーセント基準超過額	0	0	0	0
				_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
寺定項目に係る15パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,632		4.149	
日ご資本	1,002		2,2 20	
	4 000 07=		4 COE ECC	
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	4,339,617		4,635,790	
リスク・アセット等 (3)				
言用リスク・アセットの額の合計額	35,782,246		35,911,035	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,940,400		△1,980,282	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	6,531		6,224	
うち、繰延税金資産	0		0	
うち、前払年金費用	0		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	3,838,848		3,838,402	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,891,916		1,851,896	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
トペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,724,014		4,211,587	
言用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
	0======		10.1	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,506,261		40,122,623	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (二))	11.57		11.55	
==== 1 × 4 / / \=//	11.01		11.00	

- - 基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法 を採用しています。
 - 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(単位:千円)

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

	27 年 度			28 年 度		
信用リスク・アセット	エクスポー	リスク・	所要自己	エクスポー	リスク・	所要自己
HAZIN Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	ジャーの	アセット額	資本額	ジャーの	アセット額	資本額
	期末残高	a	$b = a \times 4 \%$	期末残高	a	$b = a \times 4 \%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,897,457	0	0	5,894,757	0	0
我が国の地方公共団体向け	6,649,136	0	0	5,637,534	0	0
地方公共団体金融機構向け	801,473	0	0	801,492	0	0
我が国の政府関係機関向け	400,621	0	0	1,200,024	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	102,083,759	20,416,752	816,670	99,815,998	19,963,199	798,527
法人等向け	335,606	333,835	13,353	291,419	288,767	11,550
中小企業等向け及び個人向け	450,106	169,277	6,771	521,098	230,417	9,216
抵当権付住宅ローン	634,298	211,169	8,446	540,950	181,398	7,255
不動産取得等事業向け	62,152	62,021	2,480	52,242	51,970	2,078
三月以上延滞等	1,042,230	1,408,320	56,332	957,124	1,313,709	52,548
信用保証協会等保証付	7,751,421	765,262	30,610	7,451,960	734,746	29,389
共済約款貸付	291,303	0	0	285,090	0	0
出資等	317,533	317,533	12,701	318,293	318,293	12,731
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,168,784	10,421,962	416,878	4,168,376	10,420,940	416,837
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	0	0	0	0	0	0
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、 不算入となるもの	_	△1,940,400	△77,616	_	△1,980,282	△79,211
上記以外	4,421,874	3,616,512	144,660	5,153,551	4,387,875	175,515
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	133,307,761	35,782,246	1,431,289	133,089,915	35,911,035	1,436,441
C V A リスク相当額 ÷ 8 %	_	0	0	_	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
信用リスク・アセットの額の合計額	133,307,761	35,782,246	1,431,289	133,089,915	35,911,035	1,436,441

オペレーショナル・リスクに対する	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額
所要自己資本の額 <基礎的手法>	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
	1,724,014	68,960	4,211,587	168,463
	リスク·アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額	リスク·アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額
所要自己資本額計	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
	37,506,261	1,500,250	40,122,623	1,604,904

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャー
 - の種類ごとに記載しています。 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、 具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務 者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上 のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資
 - 本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府 等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・ 間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が 含まれます。
 - 8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)> (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 :8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

DISCLOSURE REPORT 2017 65

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算 出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使 用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ 使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

フィッチレーテングスリミテッド (Fitch)

- (注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、 主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適	格	格	付	機	関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー							日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Fitch	Мо	ody's	s, J	CR,	S&P,	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Fitch	Мо	ody's	s, J	CR,	S&P,	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポー ジャーの期末残高 (単位:百万円)

			-	27 年 度	ŧ		28 年 度				
						三月以				-	三月以
		信用リスク に関する エクスポー ジャーの 残高		うち債券	うち店頭デ リバティブ	上延滞エ クスポー ジャー	信用リスク に関する エクスポー ジャー 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	上延滞エ クスポー ジャー
国		1	16,365	11,610	_	1,042	133,089	16,022	9,923	_	957
国	外		_	_	_	_	_			_	_
地垣	成別 残 高 計	133,307	16,365	11,610	_	1,042	133,089	16,022	9,923	_	957
	農業	413	276	_	_	_	388	251	_	_	_
	林 業	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業		_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱 業	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_	_	
34-	建設・不動産業	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_	_	
法	電気・ガス・熱 供給・水道業		_	_	_	_	_	_	_	_	_
人	運輸・信業	300	_	300	_	_	1,200	_	1,200	_	_
	金融・保険業	107,330	1,114	5,207	_	_	104,956	1,114	3,305	_	_
	卸売・小売・負 食・サービス業		_	_	_	_	3	_	_	_	_
	日本国政府 地方公共団体		4,467	6,101	_	_	9,664	4,247	5,417	_	_
	上記以外	117	117	_	_	_	1,999	113	_	_	
個	,	9,845	9,553	_	_	292	9,547	9,543	_	_	289
そ	の 作	也 4,726	835	_	_	_	5,328	753	_	_	
業種	別残高詞	† 133,307	16,365	11,610	_	292	133,089	16,022	9,923	_	289
1	年 以 -	99,732	172	1,803	_		98,885	204	1,401	_	
1 年	F超3年以	3,560	957	2,603	_		2,209	902	1,301	_	
3年	F超5年以	1,329	1,028	300	_		1,351	749	601	_	
5年	F超7年以 ⁻	1,291	689	601	_		2,662	559	2,102	_	
7年	F超10年以	7,171	1,967	5,203	_		5,079	1,890	1,302	_	
10	年 走		8,944	1,096	_		12,504	9,291	3,213	_	
期限	の定めのないも		2,604	_	_		10.397	2,423		_	
	期間別残高詞	,	16,365	11,610	_		133,089	16,022	9,923	_	
平均	9残高言	† 116,514	16,478	12,180	_		127,193	16,212	11,036	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポー ジャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシー ト・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミッ トメントの融資可能残額も含めています。
 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延 滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		2'	7 年 月	<u> </u>		28 年 度				
区 分	期首	期中	期中海	咸少額	期末	期首	期中	期中海	咸少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	59	57	_	59	57	57	57	_	57	57
個別貸倒引当金	100	80	9	90	79	79	62	5	75	61

④ **業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額** (単位:百万円)

						27 £	下 度					28 £	下 度		
	区	分		期首 残高	期中 増加額		載少額 その他	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額		減少額 その他	期末 残高	貸出金 償却
玉			内	100	80	9	90	79		79	62	5	75	61	
玉			外	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	
地	域	別	計	100	80	9	90	79		79	62	5	75	61	
	農		業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	林		業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水	産	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製	造	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱		業	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
法人	建動	設· 産	不業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	電気・ガ	ス・熱供給・	水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	運輸	i・通f	言業	_	_	_	_		_		_	_	_		_
	金融	・保隆	负業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売·小	売・飲食・サ	ービス業	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
	上	記以	外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個			人	97	_	_	_	79	48	79	_	_	_	61	48
業	種	別	計	100	_	_	_	79	48	79	_	_	_	61	48

<u> </u>										
			27 年 度			28 年 度				
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計			
	リスク・ウエイト0%	_	13,173	13,173	_	14,906	14,906			
	リスク・ウエイト2%	_	_	_	_	_	_			
信用リ	リスク・ウエイト4%	_	_	_	_	_	_			
IJ	リスク・ウエイト10%	_	7,652	7,652	_	7,347	7,347			
スク	リスク・ウエイト20%	_	102,083	102,083	_	99,815	99,815			
	リスク・ウエイト35%	_	624	624	_	534	534			
減効	リスク・ウエイト50%	_	11	11	_	1	1			
果	リスク・ウエイト75%	_	231	231	_	313	313			
削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト100%	_	7,335	7,335	_	7,982	7,982			
後	リスク・ウエイト150%	_	3,298	3,298	_	3,253	3,253			
高	リスク・ウエイト200%	_	_	_	_	_	_			
	リスク・ウエイト250%	_	_		_	792	792			
	その他	_	792	792	_	_	_			
リス	ク・ウエイト1250%	_	_	_	_	_	_			
	計	_	135,206	135,206	_	134,948	134,948			

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポー ジャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付 なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載してい ます。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについて も集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デ リバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適 用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、 エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポー ジャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リス ク・アセット額を軽減する方法です。

当 I A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保 |、「保証 |、「貸出金と自組合貯金の相殺 | を適用して います。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または 取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国 の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国 際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与してい るものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保 証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-また はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人と し、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエ イトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに 類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有し ていること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点において も特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④ 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、 相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額 としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行って います。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(光 仕	百万円)	
(中,1)/	нлн)	

		27 年 度			28 年 度	
区 分	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	801	_	_	801	_
我が国の政府関係機関向け	_	400	_	_	1,200	_
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	_		_	_		_
法人等向け	_	_	_	_	_	_
中小企業等向け及び個人向け	46	_	_	44	_	_
抵当権住宅ローン	3	_	_	2	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_
証券化	_	_	_	_	_	_
中央清算機関関連	_	_	_	_	_	_
上記以外	10	_	_	_	_	_
合 計	60	1,202	_	47	2,001	_

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、 主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務 者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け |、「法人等向け | 等に おいてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上 のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエ クスポージャーのことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府 等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等) 等が含まれます。
 - 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避し たい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で 契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り 手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資 勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関 連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。 ①子会社およ び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的 として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期 的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握 およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポー トフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定 した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうか チェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議 を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連 会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券に ついては時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」と して純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状 況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、 注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

	27 4	F 度	28 年 度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	_	_	_	_	
非上場	3,371	3,371	3,372	3,372	
合 計	3,371	3,371	3,372	3,372	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

	27 年 度		28 年 度			
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
_	_	_	_	_	_	

(単位:百万円)

(単位:百万円)

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券 としている株式・出資の評価損益等) (単位:百万円)

27 至	声 度	28 年 度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
_	_	_	_	

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存 在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当IAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク 情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコン トロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時(ただし0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を 金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出され る要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、 ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リ スク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量 (△)

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報 告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

	27 年 度	28 年 度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	△1,194	△1,262

【役員等の報酬体系】

1. 役 員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対 する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金 は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)					
	基本報酬	退職慰労金				
対象役員(注1)に対する報酬等	49,498	12,264				

⁽注1) 対象役員は、理事29名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額) によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、そ の範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額につい ては監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定 していますが、その基準等については、役員報酬審議会(長生農業協同組合の区域内の公共団体等の代 表者、その他組合員から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。 また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労が あったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給す る退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事に ついては監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給してい

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤 役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な 影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

- (注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
- (注2)「同等額」は、平成28年度に当IAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注3) 平成28年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりま せんでした。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起す るおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等 の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その 他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。